

令和5年度第3回横浜市大規模小売店舗立地審議会会議録	
日 時	令和5年11月20日（月）午後1時30分～午後1時57分
開催場所	横浜市庁舎18階 さくら14会議室
出席者	石塚会長、上野委員、大西委員、才原委員、藤井委員、松行委員
欠席者	白石委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 審議事項 「（仮称）MM53街区プロジェクト」新設計画について
決定事項	1 「（仮称）MM53街区プロジェクト」新設計画について、事務局の通知案のとおりとする。
議 事	<p>開 会</p> <p>○石塚会長</p> <p>定刻ですので、ただいまから、令和5年度第3回横浜市大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。皆様、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>初めに、委員の出席状況と会議の公開について、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>○事務局</p> <p>本日の審議会の委員の出席状況についてですが、委員総数7名のうち6名の委員に御出席いただいております。本審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達していることを御報告いたします。</p> <p>次に、審議会の公開ですが、本審議会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の規定により、公開で行われますことを御報告いたします。以上です。</p> <p>○石塚会長</p> <p>それでは、議事に移らせていただきますが、議事進行は、本審議会条例第5条第3項の規定により、会長である私が務めさせていただきます。御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、今回の会議録についてですが、次回の審議会開催までおおむね2か月以上の期間を要することが判明している場合、事前に会議録確認者を定め、確認者からの確認書提出をもって公表することとしております。次回開催の予定について、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>○事務局</p> <p>現在の届出状況から考えますと、次回開催はおおむね2か月以上になる見込みです。</p> <p>○石塚会長</p> <p>それでは、議長を除く出席委員の中から、会議録確認者は上野委員にお願いいたします。</p>

○上野委員

承知いたしました。

○石塚会長

ありがとうございます。

議題

1 前回審議会の会議録確認

令和5年度第2回横浜市大規模小売店舗立地審議会会議録について

○石塚会長

それでは、議題1の前回審議会の会議録確認についてです。令和5年度第2回横浜市大規模小売店舗立地審議会の会議録につきましては、既にお渡ししておりますが、何か追加で御意見などございましたらお願ひいたします。

では、会議録を承認するということでよろしいでしょうか。

(了承)

○石塚会長

ありがとうございます。

2 審議事項

「(仮称) MM53街区プロジェクト」新設計画

○石塚会長

続きまして、議題2、審議事項の「(仮称) MM53街区プロジェクト」新設計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

※「(仮称) MM53街区プロジェクト」新設計画について説明

以上を踏まえて、法第8条第4項に基づく横浜市の意見はなしとしたいと考えております。現時点での特段問題となることはないと考えておりますが、開店後に周辺の生活環境へ配慮していただきたいということから、1点、付帯事項をつけたいと考えております。

「開店後、駐車場等の出入口及び敷地内の安全対策、店舗周辺の交通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」

説明は以上になります。

○石塚会長

それでは、今の御説明を受けて、御質問・御意見などありましたらお伺いしたいと思います。才原委員、お願ひいたします。

○才原委員

基本的には問題ないと思いますが、物販店だけではなくて、事務所やホテルのウェイトの高いビルで、そちらの出入りのほうが本当は影響が大きいと思われる所以、物販店として議論しても、言い方はあまりよろしくないかもしれません。実はあまり意味がないのかなという気がしています。難しいのは分かりますが、こういった複合施設のようなものは全体像が分からないと判断しにくいので、すぐにとは言いませんが、徐々に全体像で議論ができるような準備というか方向性みたいなものを、示してもらえばいいかなと思います。これは意見です。

それから、駐車場は結局一体運営ができるということでよいのですよね。駐車場が区切られているわけではなく、来た車はどこに止めてもよいというオペレーションをするという理解でいいのかどうか確認をしたいと思います。

○事務局

物販店舗の届出されている48台は、機械式駐車場になりますが、その機械式駐車場の総収容は198台となっており、事務所等の利用者も使うことになっています。ここは共有できることになっています。

○才原委員

使う人が違うことによって料金が違うとか、そういうことも特にないですね。そんな細かいことまでまだ分かっていないのかもしれないですが、その辺のイメージが確認できればと。

○事務局

料金設定までの細かなところは現時点では確認できていないというところはあります、今、御説明させていただいたように、ここに結構まとまった駐車場がありますので、その部分に関しては物販、非物販、事務所と共に用で使っていくと。基本的には物販の目的で来た方だからと、料金を分けることはないと思われます。

○才原委員

分かりました。

○石塚会長

今の才原委員からの御質問の回答で私が聞き漏らしたのかもしれません、198台の機械式駐車場は、例えば事務所の方がこの場所に止めなければいけないとか、物販、非物販、事務所で場所が決められているわけではなく、入れるところに入っていくような形で共用するという理解でよいですか。

○事務局

はい。特に区画が決まっていることではなく、198台の中で共用することができます。

○石塚会長

では、そのほかに御質問・御意見をお願いいたします。松行委員、お願ひいたします。

○松行委員

説明会での御質問でトラックのことがありました。 トラックの路上駐車はなかなか難しい問題で、回答では運送業者さんに伝えるという話でしたが、どちらかというと、テナントさんが何時に来てくださいと言つて、それ以外は受け入れないのです。なので、運転手さんは待たざるを得なく、かつ、法律で運転手さんの休憩時間もかなり厳しく決められているので、休憩をしなければいけない。でも、そのような大きなトラックを停めて休憩できる場所がないという問題もあり、なかなかこれは難しい問題なのです。事務局に御質問ですが、こういう荷さばき車両の路駐というのは、この法律の範囲内ですか。

○事務局

施設に関する周辺環境への影響という視点で言いますと、この施設に来る荷さばき車両が路駐していることによって、環境への影響があるという形になりますので、設置者に伝えることはできると考えています。

○松行委員

ここに停めないでくださいと言つたら違うところに停めるので、結局場所が移ってしまうだけなのですが、大変難しい問題なので、どうしてくださいと言いつらのですが、どちらかというと、問題が起こったときにテナントの方と話をしていただく必要があるのかなと思いました。

○事務局

今回の説明会の回答ですと運送事業者という形で答えてますが、まさにテナント側の搬入スケジュール等も関わりがあるところかと思いますので、そのあたりもしっかりと調整するように設置者には申し伝えたいと思います。

○石塚会長

ほかに御意見・御質問がありましたらお願いいたします。大丈夫ですか。

それでは、「(仮称) MM53街区プロジェクト」の法第5条第1項に基づく届出について、審議会の答申として、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しないものとすることが適當とし、なお、以下について付帯事項といたします。

「開店後、駐車場等の出入口及び敷地内の安全対策、店舗周辺の交通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」

ということで、よろしいでしょうか。

(了承)

○石塚会長

それでは、御承認いただいた通知案の内容をもって、会長名で横浜市長宛てに

答申いたします。

本日の審議事項は以上となります。なお、審議会閉会後の事務手続きの中で、てにをはの修正など、事務局から答申書について確認する必要が生じた際につきましては、私に一任していただくということでよろしいでしょうか。

(了承)

○石塚会長

ありがとうございました。

閉 会

○石塚会長

それでは、これをもちまして令和5年度第3回横浜市大規模小売店舗立地審議会を閉会いたします。委員の皆様、御協力ありがとうございました。

1 資料

- ・資料1 「(仮称) MM53街区プロジェクト」新設計画について